

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾15FAX第95号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2016年 5月 10日 時 分 (発信者) 全国港湾安全専門委員会 事務局 真島

(件名)

4/27 労使安全専門委員会の経過について

(本件) 4月27日10時30分より労側事前打ち合わせを行い、16春闘協定にもとづく、下記事項について意見交換を行った。

- ① 港湾労働者の健康保持のため、特に下記における熱中症対策に万全を期す必要があり、具体的対策について中央安全専門委員会において協議する。
- ② 労働災害企業内補償については、1974年4月20日付協定に基づき、その詳細について中央安全専門委員会において協議する。

あわせて、日港協から提起される予測のもと、中古車等に関する放射能測定について労側委員による意思統一をはかり、中央労使安全専門委員会に臨むこととした。

2. 同日14時より中央労使安全専門委員会が開催され、春闘協定2点及び中古車等に関する放射能測定について協議した。要旨次のとおりである。
3. 冒頭、業側田留委員長より、16春闘経過を含め安全専門委員会に付託された課題等に協議していくことが述べられ、労側より新たに就任した柏木委員長より、16春闘協定含め継続課題なども新たな体制での真摯な協議を行うよう要請し、労使双方で意見考え方を述べ、確認した。

以下、協議した3点の要旨について報告する。

(1) 熱中症対策について

業側より提出された資料(平成28年2月29日付、厚労省労働基準局より日本港運協会宛、熱中症予防対策の重点的な実施についての発文書)により、業界として熱中症対策が極めて重要な取り組みであるとの認識が示された。

労側として、取り組むべき課題について、要点を下記のとおり述べた。

- ① 休憩時間の作業責任者による一定の裁量を認めること、このことは、現在の気象変動の中で、一律に中央労使で何度に達したからとかではなく、温度と湿度の関係など、職場における労働環境の変化に伴う休憩時間の延長や休憩時間帯の増など、一定の裁量について現場責任者の判断を確認するよう求めた。

また、休憩場所を整備すること、このことは休憩時の日陰の確保や風通し良い場所の確保等、一定の環境下での休憩時間の延長など熱中症対策で極めて有効であることを述べた。

- ②WBGT値（暑さ指数）を活用すること、WBGT値測定器若しくはそれに準ずる測定装置を用いて3種類に測定値（黒球温度、湿球温度及び乾球温度）をもとに一定の目安として労働環境の現状の把握し、それらをもとに各労働者に周知し、休憩などの必要な対策をとることが望ましいとの考え方を示した。
- ③水分や塩分の摂取の徹底を図ること、すでに熱中症予防対策としては、ほとんどの職場で実施している実態が理解しているものの、単にそれらを常備しておくだけでなく、摂取の重要性を労使で認識していくことが重要であることを確認した。
- ④透湿性、通気性の良い服装やヘルメット等の着用や送風機の活用など、高温職場に適した作業服や器具などの調査研究を進めていく。
- ⑤熱中症予防の労働安全衛生教育の実施を求めた。現在、港湾関係では死亡災害や休業災害の発生事例はないとの報告を受けているが、軽度の熱けいれんなどから徐々に重症化していく実態や港湾における個人作業ではなくチーム単位での作業体制など、ちょっとした軽症の熱けいれんでも言い出せない状況など、熱中症の怖さなど熱中症に関する安全衛生教育の必要性を求めた。
- ⑥最後に、万が一の熱中症発症に備えた緊急連絡体制を作成し、緊急事態に備えるよう求め労側の意見とした。

業側としても、上記発言の趣旨を理解するとともに、現状実態調査を行いながら、事務局折衝を重ね、少なくとも熱中症に関する労働対策については、早急に進めていくことで確認した。

（2）労働災害企業内補償について

労側より16春闘で要求した額を以って、今後どのように進めていくかを含め、労側意見交換を行ってきた。労働災害防止の観点から、それぞれの港ごとに働く労働者に差異があってはならないことが港湾産別の基本であり、特に労働災害に関する部分は統一化すべき重要な課題である旨の発言を行った。

業側より、早急に現在の補償額の実態調査を全国的に行ったのちに、現状把握と要求額とのかい離について検討を重ねたいとの提案があり、労側としても、各単組の要求額と協定額等、実態調査を行う必要性について認識しており、労使ともに実態調査を行ったのちに、再度協議することとした。

（3）中古自動車等の放射線量検査について

業側より、上記議題について、業界団体や経産省への問い合わせ等、検査について一定の縮小の提案が示された。

労側として、業界団体、経済産業省などから問い合わせが頻繁にあるように聞いている。しかし元々、港湾労働者を放射能被害から守るための担保として実施してきていることを再確認してほしい。協定では、港湾労働者の安全を確保するための検査体制を行っており、輸出相手国のため必要書類や経済取引のための測定ではないことを明確にしておく必要がある。

今年に入り、1月は0。3 μ SV以上が4港16台、2月4港9台、3月5港16台と
なっているというが、必ずしも、完全に放射能汚染が終結した状況とはいえない。今後、
避難解除区域が拡大されるなど、健康被害について将来に禍根を残すようなことだけは絶
対に避けなければならない。よって、現時点での、検査の中止や縮小については労側とし
て絶対に反対であり、福島第一原発の放射能汚染が解除するまでは必要であると認識して
いる。

これに対し、業側より本日時点での検査中止や縮小については、撤回するとした。

4. 最後に、今後の進め方として、次回中央労使安全専門委員会では、熱中症対策を中心に
実態把握後、早急に開催することを確認し、労働災害企業内補償については、まず労使
それぞれで現状実態把握を行い、事務局折衝を行い詳細を詰めてから、中央労使安全専
門委員会で協議していくことを確認し、終了した。

以上